建築及び解体工事の現場代理人様へ

西宮市上下水道局下水道部

**下水道管や側溝水路に工事用排水を無断で流さないで！**

次のような工事をされている（または計画している）場合

●　現場内でセメント系固化材やベントナイト液を用いる工事

●　コンクリートの打設を伴う工事

●　薬液注入による地盤改良を伴う工事

●　コンクリート構造物（特に基礎杭等の地下構造物）の解体工事

等々

工事用排水は、法令に則った適切な処理を施さなくてはなりません。そのまま場外に垂れ流したり、場内にある既存の排水設備などに排水すると処罰の対象になります。必ず届け出を行い、工事用排水の処理方法を遵守して下さい。

もし無届け、未処理で排水した場合

●　高pHの排水が処理場での水処理（浄化）機能に悪影響を及ぼす。

　　（処理場やポンプ場では、常時pH値を計測しています。）

●　下水道管や側溝水路に土砂が堆積し流水機能を損なう。

　　（セメントなどが混ざると、固まる恐れがあります。）

●　側溝水路から河川へ流れ込み、水質汚濁による環境汚染や農作物への被　害などを引き起こす。（広範囲かつ所管も多岐に渡ります。）

違反行為を発見した際、施工者ばかりでなく施主等（事業主）から事情聴取を行う場合があります。

届出先窓口は次の通り

西宮市上下水道局下水道部

　　　　　　　　　下水管理課排水設備チーム　　　　０７９８－３２－２２６２

　　　　　　　　　※工事用排水を側溝水路に排水される場合もこちらにご相談下さい。